

第 17 号

名東（東）団地県営住宅等の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により，次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

平成 26 年 6 月 24 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | | |
|---|-----------|------------------------------------|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 名東（東）団地県営住宅，万代町団地県営住宅及び津田松原団地県営住宅 |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 徳島市南出来島町二丁目15番地
徳島県営住宅P F I株式会社 |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 平成26年 8 月 1 日から平成46年 3 月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について，地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが，この案件を提出する理由である。